

人 事 委 員 会 規 則 番 号	人事委員会規則名	公布年月日
人 事 委 員 会 規 則 第 1 号	退職手当の支給制限等の処分に係る人事委員会の 意見陳述の機会の付与に関する規則の一部を改正 する規則	令和 7 年 2 月 2 1 日
人 事 委 員 会 規 則 第 2 号	不利益処分についての審査請求に関する規則の一 部を改正する規則	令和 7 年 3 月 7 日

さいたま市人事委員会規則第 1 号

退職手当の支給制限等の処分に係る人事委員会の意見陳述の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

退職手当の支給制限等の処分に係る人事委員会の意見陳述の機会の付与に関する規則（平成 22 年さいたま市人事委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（意見陳述の機会の通知の方式） 第 3 条　〔略〕 2　〔略〕 3　人事委員会は、当事者の所在が判明しない場合においては、第 1 項の規定による通知を、その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに人事委員会が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨をさいたま市公告式条例（平成 13 年さいたま市条例第 3 号）<u>別表</u>に規定する掲示場に掲示して行うことができる。この場合においては、掲示された日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。 （意見陳述の機会の期日における審理の公開） 第 13 条　人事委員会は、第 10 条第 6 項の規定により意見陳述の機会の期日における審理を公開することを相当と認めたときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人に通知するとともに、当該意見陳述の機会の期日及び場所を<u>さいたま市公告式条例第 2 条第 2 項の例により</u>掲示しなければならない。	（意見陳述の機会の通知の方式） 第 3 条　〔略〕 2　〔略〕 3　人事委員会は、当事者の所在が判明しない場合においては、第 1 項の規定による通知を、その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに人事委員会が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨をさいたま市公告式条例（平成 13 年さいたま市条例第 3 号）<u>第 2 条第 2 項に規定する掲示場（以下「掲示場」という。）</u>に掲示して行うことができる。この場合においては、掲示された日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。 （意見陳述の機会の期日における審理の公開） 第 13 条　人事委員会は、第 10 条第 6 項の規定により意見陳述の機会の期日における審理を公開することを相当と認めたときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人に通知するとともに、当該意見陳述の機会の期日及び場所を<u>掲示場</u>に掲示しなければならない。

附　則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

さいたま市人事委員会規則第 2 号

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての審査請求に関する規則（平成 14 年さいたま市人事委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（文書の送付） 第 13 条　〔略〕 <u>2　前項の場合において、文書の送付を受けるべき者の所在が知れないときその他文書を送付することができないときは、人事委員会が当該文書を保管し、いつでもその送付を受けるべき者に交付する旨又はその内容の要旨を公示することをもって文書の送付に代えることができる。この場合においては、その公示をした日から起算して 2 週間を経過した日に当該文書の送付があったものとみなす。</u>	（文書の送付） 第 13 条　〔略〕 <u>2　文書の送付は、これを受けるべき者の所在が知れないとき、その他文書を送付することができないときは、公示の方法によってすることができる。</u> <u>3　公示の方法による送付は、人事委員会が当該文書を保管し、いつでもその送付を受けるべき者に交付する旨又はその内容の要旨を人事委員会規則の公布の例により公示してするものとする。この場合においては、掲出された日から 14 日を経過したときに当該文書の送付があったものとみなす。</u>

附　則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。